

## 国民健康保険が一部変わります

照 会 市民課国保年金係 ☎0537-1171

### ●国民健康保険税の課税限度額を見直しました

国の税制改正により、国民健康保険税の医療給付費分の課税限度額が引き上げられました。

課税限度額			
区分	改定前	改定後	増減
医療給付費分	58万円	61万円	3万円
後期高齢者支援金分	19万円	19万円	－
介護納付金分	16万円	16万円	－
課税限度額合計	93万円	96万円	3万円

### ●軽減対象世帯を拡大するため軽減判定所得基準額を見直しました

世帯主と国保被保険者および特定同一世帯所属者(※)の前年総所得金額などの合計が下記金額以下の世帯については、国民健康保険税の均等割と平等割が定められた割合で軽減されます。

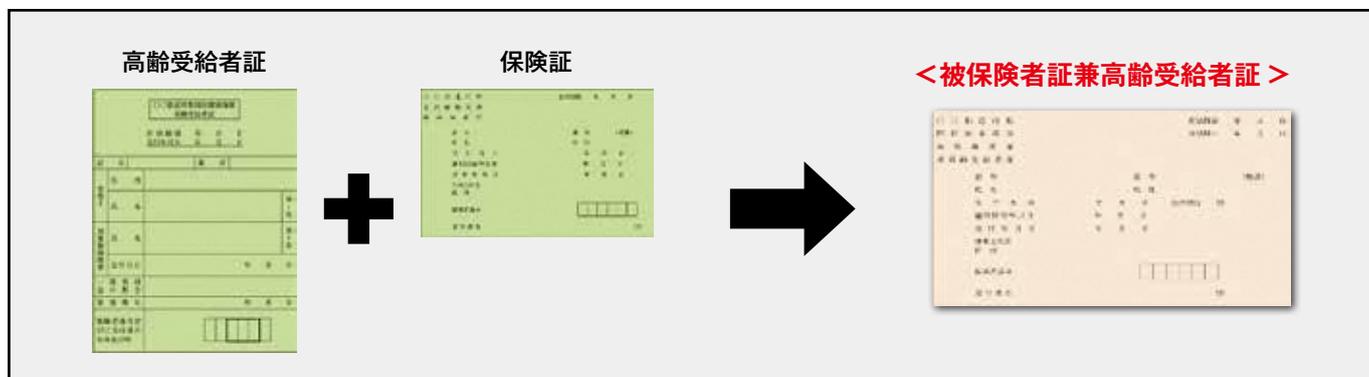
▶均等割…国保被保険者数×均等割額      ▶平等割…1世帯に対する金額

軽減措置改定			
区分	改定前	改定後	改定箇所
5割	33万円 + 28万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	33万円 + 28.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	28万円 → 28.5万円
2割	33万円 + 51万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	33万円 + 52万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	51万円 → 52万円

※特定同一世帯所属者：国保から後期高齢者医療制度に移行した人

### ●令和2年8月1日から国民健康保険被保険者証と70歳以上の高齢受給者証が1つになります

国民健康保険の被保険者が70歳になると、保険証と高齢受給者証が1つになった「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」が交付されます。



### ●国民健康保険・後期高齢者医療保険被保険者の傷病手当金について

給与などの支払いを受けている人が、新型コロナウイルス感染症に感染(疑いを含む)し、その療養のために仕事に行くことができなかった期間の給与の一部を補てんするため「傷病手当金」を支給します。

詳細については、電話でお問い合わせください。